

東京農業大学及び東京農業大学短期大学部と  
世田谷区教育委員会との連携に関する基本協定書

東京農業大学及び東京農業大学短期大学部（以下「甲」という。）と世田谷区教育委員会（以下「乙」という。）は、相互の連携・協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、相互の知的・人的資源等の交流・活用を図り、教育、文化等の分野において双方の発展と充実及び乙の所管する区立幼稚園及び区立小・中学校（以下「区立学校等」という。）の活性化に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、相互に協議のうえ、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 区立学校等の教育活動等の支援に関すること
- (2) 甲の施設利用に関すること
- (3) その他、甲及び乙が必要と認める事項

（協議機関）

第3条 この協定書に基づき事業の円滑な推進を図るため、連携推進協議会を設置する。

（期間）

第4条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の6月前までに、甲乙のいずれからも別段の申し出がなされないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

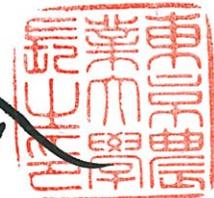
第5条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、甲、乙が協議して別に定めるものとする。

以上のとおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成17年2月22日

甲 東京都世田谷区桜丘一丁目1番1号  
東京農業大学学長  
東京農業大学短期大学部学長

進士五十八



乙 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号  
世田谷区教育委員会教育長

若井田正

